保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

４　前項に規定する元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%に対する第五十条に規定するリスク削減手法の効果の額の計算は、次の表の左欄に掲げるペリル区分に応じ、同表の中欄に掲げるイベント（当該リスク削減手法の効果の額の計算に当たって、一事故とみなす一又は二以上の自然災害をいう。以下この項において同じ。）の年間発生数及び同表の右欄に掲げる各イベントの損失額割合（当該元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%に対する各イベントによる損失額の割合をいう。以下この項において同じ。）に基づくものとする。

ペリル区分	イベントの年間発生数	各イベントの損失額割合（%）		
		イベント１	イベント２	イベント３
地震	2	95	5	
風水災	3	75	15	10
雪災	1	100		

第三款　その他の巨大災害

第一目　テロリズムの行為

（テロリズムの行為によるリスクの額）

第九十四条　第九十条第二号に規定するテロリズムの行為によるリスクの額は、半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点に対する５トンの爆弾被害のストレス・シナリオによる損失額として、次の各号に掲げる対象に応じ、当該各号に規定するところにより計算した純資産の減少額の合計額とする。この場合において、当該地点は当該各号に掲げる対象ごとに設定するものとする。

一　損害保険契約　財物（建物、収容物及び自動車を含む。）について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の右欄に定める損傷率で損傷が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

範囲	損傷率（%）
当該地点の半径200メートル以内	100
当該地点の半径200メートル超400メートル以内	25
当該地点の半径400メートル超500メートル以内	10

二　生命保険契約等　自然人について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の中欄及び右欄に定める率で死亡及び身体障害が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

範囲	死亡率（%）	身体障害発生率（%）
当該地点の半径200メートル以内	15	20
当該地点の半径200メートル超500メートル以内	1.5	10

２　前項の計算において、同項に規定する半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点とは異なる地点を計算対象とすることがより蓋然性が高いシナリオと考えられる場合には、当該地点に基づく計算を行うことができる。

第二目　感染症の流行

（感染症の流行によるリスクの額）

第九十五条　第九十条第三号に規定する感染症の流行によるリスクの額は、人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約している生命保険契約等に対して、死亡率が即時に1/1,000増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

第三目　信用及び保証

（信用及び保証によるリスクの額）

第九十六条　第九十条第四号に規定する信用及び保証によるリスクの額は、次の各号に掲げる対象に対して、次条から第九十九条までに定めるところにより計算したリスクの額の合計額とする。

一　不動産ローン保証保険

二　取引信用保険

三　保証証券及び保証保険（第一号に該当するものを除く。）

（不動産ローン保証保険のリスクの額）

第九十七条　前条第一号に規定する不動産ローン保証保険のリスクの額は、一年間継続する25%の住宅価格の下落に伴い、債務不履行（履行遅延を含む。以下この目において同じ。）の頻度及び債務不履行となった場合の損失率が増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける不動産ローン保証保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

２　前項の計算においては、リスク特性に基づきエクスポージャーを分類した上で、適切な方法により計算するものとする。

（取引信用保険のリスクの額）

第九十八条　第九十六条第二号に規定する取引信用保険のリスクの額は、商品の納品又は役務の提供の対価の支払について、債務不履行の頻度及び債務不履行となった場合の損失率が増加するストレ